

特別徴収税額通知（納税義務者用）について

平成 29 年 4 月 20 日
総務省自治税務局市町村税課

（特別徴収税額通知の法的位置づけ等）

- ・ 特別徴収税額通知（納税義務者用）については、地方税法上、「特別徴収によって徴収されることとなる所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」及び「特別徴収の方法によって徴収する旨」を「当該特別徴収義務者」及びこれを「経由」して「納税義務者」に「通知する」とされており、全ての特別徴収に係る納税義務者に通知されるものである。
- ・ 当該通知は、地方税法第 43 条により、「通知書」であると規定され、また、地方税法施行規則でその通知内容や様式を定めている。その通知内容については、課税の適正性の担保や納税義務者の理解・利便性の確保の観点から、通知項目の拡充（所得の区分や所得控除の内訳等）を図ってきた。

（第 1 及び第 2 案について）

- ・ 本通知は、賦課課税である個人住民税において、行政処分通知としての性格を有することから、課税庁から納税義務者に対して真正な通知が送付されることが必要であると考えられるが、両案について、そのように法令上整理し、また実務上也担保することが可能か。

なお、当該通知書は、地方税法及び同法施行規則に基づき、市町村長の公印を付して、書面で通知を行うこととされており、電子化する場合、現行法令上、オンライン化法を根拠として行うことになる。オンライン化法では、発信点と到達点が 1 対 1 で繋がる必要があることから、特別徴収義務者を經由して納税義務者に通知をするスキームである以上、ご提案を現行法令の下で実現することはできない。

- ・ 特別徴収税額通知（納税義務者用）において「税額」のみ通知することについては、納税義務者から税額算定に係る照会が必要となる場合が増加するなど、特別徴収義務者や納税義務者の負担増加及び市町村事務への影響が想定される。また、公的窓口や銀行等において、当該通知書が所得の証明として用いられていることから、市町村窓口で別途、所得証明書等の取得が必要となるケースがどの程度あるかなど、納税義務者への影響を慎重に考慮する必要があるのではないか。

(第3案について)

- マイナポータル、MyPost の活用は、今後の普及率を踏まえる必要があるのではない
か。
- なお、マイナポータルや MyPost で特別徴税額通知（納税義務者用）を送る場合、
マイナポータル、MyPost を開設していることについて事前に確認し、それ以外の者
について、特別徴収義務者を經由して書面で通知を行うこととなるため、書面と電子の
二重管理が発生する点をどのように考えるか。
(仮に、特別徴収に係る書面の通知を市町村が直接納税義務者に送ることとした場
合、特別徴収義務者の事務はなくなる反面、市町村の事務やコストは膨大となる。)